

## 第10号議案

### 権利の放棄について

次のとおり市が有する権利を放棄することについて、地方自治法第96条第1項の規定により、市議会の議決を求める。

令和5年2月14日提出

芦屋市長 伊 藤 舞

### 記

#### 1 放棄する権利

阪神・淡路大震災により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、芦屋市災害弔慰金の支給等に関する条例第12条第1項の規定により貸付けを行った災害援護資金（以下「本件貸付金」という。）のうち未償還のものに係るすべての債権

2 債権額 金74,396,995円（利子4,610,794円を含む。）を  
上限として議決日現在の債権額

3 債務者 54件を上限として議決日現在の債務者件数

#### 4 放棄する理由

借受人の高齢化を勘案し、回収困難な案件に対応するため、本件貸付金のうち未償還のものに係るすべての債権の放棄を行うもの。

阪神・淡路大震災における災害援護資金の貸付けに係る債権の放棄について

1 令和4年12月末現在の貸付金の状況

(1) 未償還の件数と額

区 分	件 数	金 額 (円)
貸付総数	2,797	元本 6,694,100,000
		利子分 272,226,013
		合計 6,966,326,013
既償還	2,565	(元利計) 6,583,561,332
既免除	178	(元利計) 308,367,686
未償還	54	元本 69,786,201
		利子分 4,610,794
		合計 74,396,995

(2) 未償還に係る内訳

【借受人の状況ごと】

(単位：円)

借受人の状況	件数	未還額元金額	未還額利息額	未還額元利合計額
少額分納	8	5,609,923	202,882	5,812,805
免除確認中	10	14,752,003	908,853	15,660,856
相続一部免除残	6	5,722,521	342,022	6,064,543
居所不定	5	10,720,180	803,741	11,523,921
破産手続中	1	1,164,960	68,420	1,233,380
相続連絡困難	12	17,651,743	1,269,698	18,921,441
その他困難	12	14,164,871	1,015,178	15,180,049
計	54	69,786,201	4,610,794	74,396,995

【個別】

(単位：円)

	貸付番号	貸付金額	未還額元金額	未還額利息額	未還額元利合計額
1	18	1,700,000	1,647,054	134,880	1,781,934
2	47	2,500,000	1,737,552	103,298	1,840,850
3	80	1,700,000	890,168	40,860	931,028
4	104	1,500,000	951,841	52,018	1,003,859
5	135	3,500,000	3,121,821	235,365	3,357,186
6	332	2,500,000	199,856	2,994	202,850
7	392	1,500,000	1,052,465	63,070	1,115,535
8	398	3,500,000	1,361,955	90,145	1,452,100
9	464	2,500,000	1,180,182	94,243	1,274,425

	貸付番号	貸付金額	未還額元金額	未還額利息額	未還額元利合計額
10	465	2,500,000	1,470,493	75,177	1,545,670
11	496	3,500,000	125,484	1,879	127,363
12	501	1,700,000	1,326,385	87,995	1,414,380
13	621	3,500,000	395,516	9,484	405,000
14	700	3,500,000	934,575	25,521	960,096
15	764	3,500,000	232,204	3,480	235,684
16	815	1,500,000	1,113,999	70,511	1,184,510
17	1027	3,500,000	736,589	16,571	753,160
18	1053	3,500,000	1,950,080	95,120	2,045,200
19	1247	3,500,000	1,764,127	78,550	1,842,677
20	1431	1,700,000	1,137,927	65,453	1,203,380
21	1533	2,500,000	2,109,774	150,891	2,260,665
22	1549	1,700,000	1,700,000	143,380	1,843,380
23	1658	1,500,000	1,499,138	126,372	1,625,510
24	1682	1,700,000	40,404	606	41,010
25	1847	1,700,000	1,376,990	94,390	1,471,380
26	1916	3,500,000	2,716,573	179,357	2,895,930
27	1940	2,000,000	34,108	2,092	36,200
28	1956	2,500,000	1,057,126	57,744	1,114,870
29	2055	3,500,000	3,386,266	276,934	3,663,200
30	2079	3,500,000	1,776,658	79,510	1,856,168
31	2094	1,500,000	1,052,601	63,085	1,115,686
32	2217	1,700,000	1,164,960	68,420	1,233,380
33	2224	1,700,000	1,612,972	129,408	1,742,380
34	2241	3,500,000	1,289,269	80,951	1,370,220
35	2244	1,700,000	1,700,000	156,015	1,856,015
36	2341	3,500,000	302,057	4,527	306,584
37	2361	2,500,000	2,001,957	135,893	2,137,850
38	2397	2,700,000	678,625	17,756	696,381
39	2402	1,500,000	1,249,845	97,815	1,347,660
40	2415	1,600,000	1,581,014	143,821	1,724,835
41	40080	800,000	700,543	51,927	752,470
42	50006	1,700,000	1,233,181	76,199	1,309,380
43	50007	1,700,000	158,210	2,368	160,578
44	50185	3,500,000	2,773,626	186,574	2,960,200
45	50190	1,500,000	966,063	53,580	1,019,643
46	50352	3,500,000	438,473	9,455	447,928
47	50423	3,500,000	3,250,327	255,117	3,505,444
48	50446	3,500,000	476,485	8,715	485,200
49	50537	3,500,000	662,649	14,331	676,980
50	50602	2,000,000	1,982,766	165,914	2,148,680
51	50638	3,500,000	3,248,588	281,217	3,529,805
52	50697	1,500,000	1,396,608	109,902	1,506,510
53	50726	3,500,000	16,733	505	17,238
54	50737	1,500,000	821,339	39,409	860,748
計		134,000,000	69,786,201	4,610,794	74,396,995

## 2 令和元年に保証債権を放棄した後の借受人の免除・償還等

災害弔慰金法の支給等に関する法律（以下「法」という。）が令和元年6月に改正された後、本市は令和元年12月に保証債権を放棄し、借受人からの債権回収と免除適用を進めてきた。免除適用については、法に定める償還免除の特例の適用により、災害援護資金を償還することが著しく困難な借受人に係る償還免除の拡大を行い、要件を満たさない借受人については償還能力に応じて少額償還を求めてきたが、なお償還が困難な債権が残る。

（単位：円）

年度		件数	未還額元金額	未還額利息額	未還額元利合計額
R1 年度	R1. 10 未償還①	174	233,046,746	14,474,462	247,521,208
	R1. 11-R2. 3 償還	2	821,966	32,204	854,170
	R1. 11-R2. 3 免除	41	60,384,190	3,901,273	64,285,463
	うち死亡相続放棄	12	17,893,540	1,243,506	19,137,046
	破産	14	23,044,710	1,537,253	24,581,963
	附則第2条	15	19,445,940	1,120,514	20,566,454
R2 年度	償還	5	1,596,482	55,397	1,651,879
	免除	42	57,984,103	3,494,286	61,478,389
	うち重度障害	1	1,350,398	78,282	1,428,680
	小規模個人再生・破産	2	1,856,867	106,734	1,963,601
	附則第2条	39	54,776,838	3,309,270	58,086,108
R3 年度	償還	4	2,553,967	82,193	2,636,160
	免除	7	9,519,814	516,342	10,036,156
	うち重度障害	1	1,746,234	104,251	1,850,485
	破産	1	1,911,412	124,438	2,035,850
	附則第2条	5	5,862,168	287,653	6,149,821
R4 年度	R4. 4-R4. 12 償還	3	1,186,943	29,843	1,216,786
	R4. 4-R4. 12 免除	16	29,213,080	1,752,130	30,965,210
	うち死亡相続放棄	1	1,687,164	90,759	1,777,923
	附則第2条	15	27,525,916	1,661,371	29,187,287
R1. 11-R4. 12 償還計②		14	6,159,358	199,637	6,358,995
R1. 11-R4. 12 免除計③		106	157,101,187	9,664,031	166,765,218
①-②-③ (令和4年12月末現在)		54	69,786,201	4,610,794	74,396,995

## 3 災害援護資金の県への償還

県による原資貸付金の償還期限は令和5年3月31日である。

【これまでの経緯】

平成 7年：阪神・淡路大震災発生、貸付実施

平成12年：据置期間終了、少額償還制度の実施

平成18年：法施行令の改正（地方自治法施行令に基づく償還期限の延長が可能に）、償還期限の延長（5年）

平成23年：償還期限の再延長（3年）

平成26年：償還期限の再々延長（3年）

平成27年：内閣府通知（当初の履行期限から10年を経過した貸付に係る地方自治法施行令に基づく償還免除の取扱い）

平成29年：償還期限の4度目の延長（3年）

令和 元年：法の改正（被災者生活再建支援法施行以前の災害に係る償還免除の特例）

令和 2年：償還期限の5度目の延長（2年）

：非政令市の県への最終納期限を令和5年3月31日に統一

## 参考法令

### 災害弔慰金の支給等に関する法律抜粋

#### (都道府県の貸付け)

第11条 都道府県は、市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）を除く。第13条第1項、第14条第1項、第16条、第18条及び附則第2条第1項を除き、以下同じ。）が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、市町村に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、11年を超えない範囲内で政令で定める。

#### (国の貸付け)

第12条 国は、指定都市が災害援護資金の貸付けの財源として必要とする金額又は都道府県が前条第1項の規定により市町村に貸し付ける貸付金の額の3分の2に相当する金額を、延滞の場合を除き無利子で、指定都市又は都道府県に貸し付けるものとする。

2 前項の貸付金の償還期間（据置期間を含む。）は、12年（指定都市に対するものにあつては11年）を超えない範囲内で政令で定める。

#### (償還免除)

第14条 市町村は、災害援護資金の貸付けを受けた者が死亡したとき、精神若しくは身体に著しい障害を受けたため災害援護資金を償還することができなくなつたと認められるとき又は破産手続開始の決定若しくは再生手続開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
- (2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の保証人が、当該災害援護資金の償還未済額を償還できると認められるとき。

2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、

当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

- 3 国は、指定都市又は都道府県が第1項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

## 附 則

(被災者生活再建支援法附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日前に生じた災害に係る償還免除の特例)

第2条 市町村は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）附則に規定する都道府県の基金に対する資金の拠出があつた日として内閣総理大臣が告示する日前に生じた災害に係る災害援護資金について、当該災害援護資金の貸付けを受けた者がその収入及び資産の状況により当該災害援護資金を償還することが著しく困難であると認められる場合として内閣府令で定める場合には、当該災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還を免除することができる。ただし、災害援護資金の貸付けを受けた者が、第16条の規定により報告を求められて、正当な理由がなく報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、この限りでない。

- 2 都道府県は、市町村が前項の規定により災害援護資金の償還を免除したときは、当該市町村に対し、その免除した金額に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。
- 3 国は、指定都市又は都道府県が第1項又は前項の規定により災害援護資金又は貸付金の償還を免除したときは、当該指定都市又は都道府県に対し、その免除した金額の3分の2に相当する額の貸付金の償還を免除するものとする。

災害弔慰金の支給等に関する法律の規定に基づく災害援護資金の償還免除に関する内閣府令抜粋

(法附則第2条第1項の内閣府令で定める場合)

第1条 災害弔慰金の支給等に関する法律(以下「法」という。)附則第2条第1項の内閣府令で定める場合は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- (1) 災害援護資金の貸付けを受けた者の収入金額（当該災害援護資金の償還を免除する年の前年の所得（当該免除を1月から5月までの間にする場合にあっては、前前年の所得）について災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政

令第374号) 第4条の規定の例により算定した所得の金額をいう。) から租税その他の公課の金額を控除した金額が、150万円未満であること。

(2) 災害援護資金の貸付けを受けた者の資産の状況が、次に掲げる状態にあること。

ア 償還に充てることができる居住の用に供する土地及び建物以外の資産を保有していないと認められること。

イ 預貯金の金額(生活費の入金等を控除した金額をいう。)が20万円以下であること。